学校関係者向け 令和7年度版

「庄内空港利用教育旅行支援助成金」のご案内



庄内空港利用振興協議会では、庄内空港の利用拡大を目的として教育旅行を対象とした 助成事業を実施しています。

利便性の高い庄内空港利用で貴重な旅行時間を確保するとともに、子ども達に最寄りの 空港を利用してもらうためにも、積極的なご活用をお願いします。

■ バス代助成制度の概要

対 象: 以下の2つの要件を満たす旅行

- ① 庄内地域以外の学校が主催する修学・研修旅行等で、児童・生徒が参加する旅行
- ② 庄内空港の発着便を利用する旅行

借上げバス代助成 [庄内地域外の学校が対象]

1台あたり50,000円〔往復利用〕 25,000円 [片道利用]

- ※ 学校(小·中·高校·特別支援学校·専修学校·各種学校等)
- ※「集合場所(学校等)⇔庄内空港」借上げバス利用が対象

助成要綱・ 詳細はこちら





申請の流れ

教育旅行のご計画にあたり、まずは事務局までお気軽にお問合わせください。 Q.助成制度の内容について Q.申請手続きについて Q.対象の可否について

「教育旅行計画届」のご提出【学校⇒協議会】 ※ 事前申請制

- 教育旅行の計画が出来ましたら、『教育旅行計画届』を山形電子申請サービス (やまがたe申請)より必要事項を入力し、申請してください。
- ○「行程表」(旅行会社作成の行程表等)も併せてご提出願います。

山形電子 申請サービス (やまがたe申請)

「教育旅行計画認定書」のお受け取り【協議会⇒学校】

教育旅行の催行

「助成金交付申請書」のご提出【学校⇒協議会】

- 教育旅行を催行後に①~④を提出してください。
 - ① 交付申請書
 - ② 旅行実績
 - ③ バス代の「領収書・明細書」の写し
 - ④ 振込先口座が分かるもの

※ PDF等の画像データでの送付可

旅行実績は、次の情報の記載がある 資料をご提出ください。(任意様式)

[チェックリスト]

□ 学校名

□出発日・到着日

□ 参加生徒数

□ 利用した空港

□ 目的地

□ 利用した便名

□ バスの利用・台数が分かる資料

「助成金」のお受け取り【協議会⇒学校】指定口座への振込

お問合せ

庄内空港利用振興協議会 (事務局:山形県庄内総合支庁 総務課 連携支援室) 住所/〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL/0235-66-5442 E-mail/yshonairenkei@pref.yamagata.jp